

大野西小学校 生活のきまり

令和7年度 生徒指導規程

あか 明るく あんぜん 安全な がっこうせいかつ 学校生活を おく 送れるようにしましょう。

1 学校生活

- 8時20分始業です。8時15分までに登校しましょう。
- 学習に必要なものを持って来ません。
- ランドセルには、防犯ブザーなど必要のあるもの以外はつけません。
(お守りはランドセルの中のポケットに入れましょう。)
- 国語と算数の教科書やノート、ドリルなどは、毎日持って帰ります。
- 読書タイム用に家から持ってくる本は、漫画以外の本にしましょう。
(学習漫画は可。図書室にある本を参考にしましょう。)
- 携帯電話は、持って来ません。
- 校舎内では走りません。右側を歩きましょう。
- 給食時間は、当番以外の人は席に座って静かに待ちます。
- そうじは、しゃべらずにします。(無言清掃)
- 下校時刻を守ります。校舎内や運動場に残って遊んではいけません。
- 通学路を歩いて登下校します。寄り道をしません。

☆ 学習については、別紙「学習のきまり」に書いてあることを守りましょう。

きまりは、みんなが気持ちよく
学校生活を送るためのものだよ。

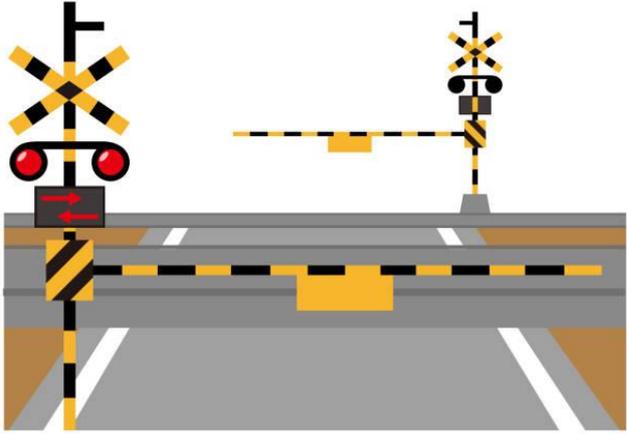


2 ^{あんぜん} 安全

- ^{こうくがい} 校外に ^こ 子どもだけで ^い 行きません。
- ^{いえ} 家を出るときは、^{いき} 行き先と ^{かえ} 帰る時刻を ^{いえ} 家の人に ^{ひと} 伝えてから ^い 行きます。
- ^{かき} 夏季（^{がつ} 4月～^{がつ} 10月）は ^じ 6時、^{とうき} 冬季（^{がつ} 11月～^{がつ} 3月）は ^じ 5時までには ^{いえ} 家に ^{かえ} 帰ります。
- ^{ふみきり} 踏みきりや ^{どうろ} 道路、^{ちゆうしゃじょう} 駐車場などの ^{あぶ} 危ない ^{ばしょ} 場所では ^{あそ} 遊びません。
- ^こ 子どもだけで ^{かわ} 川や ^{うみ} 海、^{いけ} 池に ^{はい} 入りません。
- ^{こうつう} 交通ルールを ^{まも} 守ります。
- ^{かね} お金やものを、^あ あげたり ^{もら} もらったり ^し しません。



みんなの ^{いのち} 命 ^{まも} を ^{たいせつ} 守る大切な ^{きまり} きまり
です。 ^{ぜったい} 絶対に ^{まも} 守りましょう。



3 服装・身だしなみ

標準服の規定

～服装や頭髪は学習に適したもので、華美でないものにしましょう。～

規定内容区分		形状	色
冬服	上衣	ブレザー（イートン型） Vネックセーター（カーディガンは不可） ベスト	黒・紺の無地
	中着	長袖 ポロシャツ カッターシャツ ブラウス	白
	肌着	襟元からはみ出るハイネックなどは不可。	規定しない
	下衣	半ズボンのやや長めのタイプ 肩掛けひも付きプリーツスカート	紺
夏服	上衣	半袖 ポロシャツ カッターシャツ ブラウス	白
	肌着	襟元や袖口からはみ出ないもの。	規定しない
	下衣	半ズボンのやや長めのタイプ 肩掛けひも付きプリーツスカート	紺
靴下	長さは、ひざより下（ニーハイは不可） くるぶしソックスは不可。タイツの着用は不可	白・紺・黒 無地	
靴	通学靴	活動しやすい運動靴（ハイカットを除く）	規定しない
	上靴	白地で前ゴムのくつ	
	体育館シューズ	体育館専用の指定のくつ 5・6年生は、中学校の体育館シューズを使用してもよい。	
名札	校舎内では、左胸につける。		
その他	<p>【冬季（11月～3月）の防寒について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 寒い場合は、男女とも黒・紺の無地の長ズボンをはいてもよい。ただし、ジーンズ、シャカパン（ナイロン製ズボン）、ロゴやラインの入ったものは不可。 ※ ただし卒業式・入学式などの儀式は、上記の標準服（ブレザー、セーター着用）とする。 寒い場合は、登下校時のみジャンパー、手袋、ネックウォーマーを着用してもよい。 <p>【冬季（11月～3月）の体育の服装について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上は長袖体操服を着てもよい。それでも寒い場合は、長袖体操服の上から体育時の上着（トレーナー）を着てもよい。 ※体育時の上着（トレーナー）については別紙に詳しく書いてあります。 下はクウォーターパンツとする。 半袖体操服の下に長袖の肌着を着ない。 <p>【頭髪について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全面や衛生面を考慮し、授業の支障になる場合、長い髪は結ぶ。 髪を染めたり、髪飾りをつけたりしない。 髪を結ぶ場合は、黒いゴムでとめる。ピンを使う場合も、黒のものとする。 		



4 特別な指導

- 児童が、学校のきまりを守れなかった場合など、状況に応じて日々の教育活動（授業等）とは異なる「特別な指導」を行う場合もあります。また、問題行動の内容によっては、警察と連携をとることもあります。

問題行動	指導者・内容	備考等
生活のきまり違反	(1回目) ・担任による指導及び保護者への連絡 (2回目) ・学年主任による指導及び保護者への連絡 [学期内に違反を繰り返す場合] ・生徒指導主事による指導及び保護者招聘	※ 不要物は学校が預かり、指導後保護者に返却します。
服装等違反	(1回目) ・担任による指導及び保護者への連絡 (2回目以降) ・学年主任による指導及び保護者への連絡 [違反を繰り返す場合] ・生徒指導主事による指導及び保護者招聘	
授業妨害・いじめ	・学年主任による指導及び保護者への連絡，必要に應じ保護者招聘 ・改善が見られない場合，主幹教諭または生徒指導主事による指導及び保護者招聘，特別な指導（1日間）	
いじめ	・担任，主幹教諭による指導 ・学年主任による指導及び保護者招聘 ・重大事案の場合，主幹教諭または生徒指導主事による指導及び保護者招聘，特別な指導（2日間）	※ 現状復帰，弁償
法規法令違反	・主幹教諭，生徒指導主事による指導及び保護者招聘，特別な指導（1日間） ・管理職による指導及び保護者招聘，特別な指導（2日間）	

- ※ 特別な指導は、原則として、放課後の1時間程度、自己反省を行うための指導（説諭、反省文、学習指導、奉仕活動等）を行います。また、校長の判断により、授業に参加せずに別室指導を行うこともあります。

※ 自己反省を促す指導として、原則1～3年生は説諭、4～6年生は反省文指導によるものとします。ただし、いずれの方法も一方的な指導に終始することなく、自己の行動を自らの言葉で反省することができるようになります。（低学年は口述等）

- ※ 状況による判断で、上記基準に沿わない場合もあります。